

薬 第 2 0 6 4 号
令和 3 年 3 月 3 1 日

総務課長	様
(私学・県立大学室)	
環境生活総務課長	
地域福祉課長	
医療政策課長	
健康推進課長	
高齢者福祉課長	
青少年家庭課長	
子ども・子育て支援課長	
障がい福祉課長	
農林水産総務課長	
農業経営課長	
産地支援課長	
農畜産課長	
しまねブランド推進課長	
林業課長	
森林整備課長	
水産課長	
教育施設課長	
学校企画課長	
教育指導課長	
特別支援教育課長	
保健体育課長	
社会教育課長	

薬 事 衛 生 課 長

食品衛生法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政省令の制定に係る食品衛生法施行条例の全部改正について（通知）

このことについて、「食品衛生法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政省令の制定について（通知）」（令和元年 11 月 13 日付け薬第 1151 号）、「食品衛生法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政省令の制定について（通知）」（令和 2 年 1 月 15 日付け薬第 1422 号）及び「食品衛生法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政省令の制定に係る食品衛生法施行条例の一部改正について（通知）」（令和 2 年 3 月 25 日付け薬第 1896 号）により通知したところですが、今般、下記のとおり食品衛生法施行条例（以下「条例」という。）の全部を改正しましたので、ご承知いただくとともに、貴職関係機関及び関係団体

に対する周知をお願いいたします。

なお、本通知内での条項番号については、令和 3 年 6 月 1 日時点のものであることを申し添えます。

記

1 改正の趣旨

これまで、公衆衛生の見地から必要な施設基準を条例で定めてきたが、食品衛生法等の一部を改正する法律（平成 30 年法律第 46 号。以下、「改正法」という。）の施行により、営業許可の業種区分が見直され、全国平準化の観点から食品衛生法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 23 号。以下「省令」という。）で定める基準を参酌して条例で必要な施設基準を定めるよう規定された。

食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号。以下「法」という。）の改正に併せて、省令にふぐの取扱いに必要な規定が整備され、ふぐ処理者の認定の際に必要な知識及び技術は試験により確認すること並びに認定の取消し等に係る内容が、「ふぐ処理者の認定基準について」（令和元年 11 月 15 日付け薬第 1167 号。以下「認定基準通知」という。）及び「ふぐの取扱い及びふぐ処理者の認定に関する指針（ガイドライン）について」（令和 2 年 5 月 14 日付け薬第 277 号。以下「ガイドライン」という。）により示された。

これらのことから、条例の全部を改正したものである。

2 改正の概要

（1）施設基準の改正（第 2 条第 1 項関係）

省令で定める基準（別表第 19－21）のとおり、条例別表第 1、第 2 及び第 3 に規定したこと。

（2）施設基準の緩和規定の追加（第 2 条第 2 項関係）

食品衛生法施行令（昭和 28 年政令第 229 号）第 35 条各号で規定する営業のうち、条例において施設基準が規定されていない特殊営業（露店、列車、船舶及び自動車による営業をいう。）やその他、営業上必要がないものであって、特に衛生上支障がないものについて、斟酌できる規定を設けたこと。

（3）ふぐ処理者の定義等に関する規定の追加（第 7 条、第 8 条第 1 項関係）

省令にふぐを処理する者の規定が定められたことから、県内（松江市を除く。以下同じ。）におけるふぐ処理者の定義を規定したこと。

また、県内で業として食用のふぐの処理を行うには、本県のふぐ処理者免許（以下「免許」という。）を必要としたこと。ただし、ふぐ処理者の立会いの下にふぐの処理を行う場合はこの限りでないこと。

(4) 免許の申請に関する規定の追加（第 8 条第 2 項関係）

「条例第 8 条第 2 項第 2 号に規定する者」とは、認定基準通知に定められた、認定基準に適合する認定要件に基づいた試験（以下「試験」という。）に合格した者であること。

「条例第 8 条第 2 項第 3 号に規定する者」とは、他の都道府県知事等から免許又は認定を受けた者であること。

(5) 免許の取消し規定の追加（第 12 条関係）

ガイドラインに基づき、取消しに係る規定を設けたこと。

(6) ふぐ処理者の届出規定の追加（第 13 条関係）

これまでフグ処理施設の届出については、「フグの衛生確保に関する取扱要領」（昭和 60 年 3 月 19 日付け薬第 555 号。以下「取扱要領」という。）において規定してきたが、省令第 67 条第 1 項第 3 号に基づき、営業の形態としてふぐを処理する施設であることが営業許可の申請事項に規定されたことから、このことに併せてふぐ処理者の届出を条例に規定したこと。

(7) 手数料の改正及び追加（第 14 条第 3 項から同条第 7 項関係）

法改正に伴う、営業許可制度の見直し、営業届出制度の創設、HACCP に沿った衛生管理の制度化、ふぐ処理者免許制度の創設により、手数料の見直し等を行ったこと。

(8) 経過措置

ア 施設基準（附則第 2 項関係）

食品衛生法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（令和元年政令第 123 号）附則第 2 条第 1 項及び第 2 項の規定により、なお従前の例により営業を行うことができることとされた者に係る法第 54 条の規定による営業の施設基準については、改正前の条例第 3 条及び別表第 2 の規定によることとする旨を条例の附則に規定したこと。

イ 既存ふぐ処理者（附則第 3 項関係）

既存ふぐ処理者の定義及び経過措置を条例の附則に規定したこと。

なお、「条例附則第 3 項第 1 号に規定される者」とは、取扱要領第 5 の 2 の 1) に規定される者であり、「条例附則第 3 項第 2 号に規定される者」とは、取扱要領第 5 の 2) に規定される者であること。

ウ 既存ふぐ処理者認定講習会（附則第 4 項関係）

既存ふぐ処理者認定講習会（以下「認定講習会」という。）を受講した既存ふぐ処理者は、申請に基づき免許が与えられること。

エ 経過措置からの除外規定（附則第 5 項、第 6 項関係）

ふぐ処理者と同様に既存ふぐ処理者にも条例第 12 条第 1 項第 1 号から

第4号の規定が適用されること。

オ ふぐの処理に関する届出（附則第7項関係）

取扱要領で規定していたフグ処理施設の届出をした営業者は、条例第13条第1項の規定による届出をしたものと見なす旨を附則に規定したこと。

3 施行期日

令和3年6月1日

薬事衛生課食品衛生グループ

担当：山崎

電話：0852 - 22 - 6292